

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被用者対象

新型コロナの「傷病手当金」

国保または後期高齢者医療制度に加入している対象者が新型コロナの影響で仕事を休んだ場合、傷病手当金が支給されます。受給するには手続きが必要ですので、問い合わせください。

■問い合わせ 市市民課(☎62-2111内線144)

対象者

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)で、給与などの支払いを受けている人

支給要件

下記の理由で仕事を休み、給与などの支払いを受けられない場合

- ▷新型コロナウイルス感染症に感染した
- ▷発熱などの症状があり感染が疑われる

支給期間

休んだ期間のうち、4日目以降

対象期間

令和2年1月1日～本年9月30日
※入院した場合などは最長1年6カ月

支給額

下記、計算式で算出(上限額があります)

$$\text{給与収入額} \div \text{就労日数} \times \frac{2}{3} \times \text{休んだ日数}$$
 (直近3カ月間)

その他

要件に該当する場合は、市市民課に電話で問い合わせください。

国保のお知らせ

国保被保険者証と限度額適用認定証

有効期限は **7月31日**

■問い合わせ 市市民課(☎62-2111内線144)

国民健康保険 被保険者証

国保の被保険者証は毎年更新しています。本年8月1日から使う被保険者証は、7月下旬に世帯主あて郵送します。更新の手続きは不要です。

留意点

他の健康保険に加入しているのに、国保喪失手続きをしていない世帯員(二重加入者)がないか確認ください。国保喪失手続きは、別の健康保険に加入した日から14日以内に行う必要があります。

限度額適用認定証

国保の限度額適用認定証を、本年8月以降も継続して使用する場合は手続きが必要です。

手続開始

継続利用手続きは、

7月25日(月)開始

(受付時間 8時半～17時15分)

必要書類

- ①世帯主の本人確認書類 (写真付きの場合1点、写真なしの場合2点)
- ②申請対象者の本人確認書類 (写真付きの場合1点、写真なしの場合2点)
- ③委任状と本人確認書類 ※別世帯の人が申請する場合

その他

国民健康保険税に未納がある場合、限度額認定証を交付できないことがあります。また、所得が不明な人は、医療機関での自己負担額が高くなる場合がありますので、所得の申告をしてください。

新型コロナウイルスワクチン 4回目接種

7月25日(月)
接種開始

一般の人を対象とした新型コロナワクチン4回目接種を実施します。

■問い合わせ 市新型コロナワクチン接種対策室(☎66-3570)

予約方法(年齢などにより異なります)

65歳以上の人

接種券発送時に、接種日時・会場を指定しますので、予約不要です。▶指定された日時・会場で都合がつかない▶4回目接種を希望しないーなどの場合は、連絡ください。



60歳以上64歳以下の人

インターネット予約(☎_予約サイトQR)。インターネットによる予約ができない場合は、連絡ください。



予約サイト

18歳以上で基礎疾患を有するか重症化リスクが高いと医師が認める人

接種を希望する人は事前申請が必要です。申請書を遠野健康福祉の里窓口か市ホームページから入手し、必要事項を記入のうえ提出してください。※初回接種(1・2回目)の際に提出している人は申請不要です。



市HP

4回目接種の概要

■対象者

- ①60歳以上の人
- ②18歳以上で基礎疾患を有するか重症化リスクが高いと医師が認める人

■接種間隔

3回目のワクチン接種を終了した日から5カ月経過していること

■ワクチンの種類

ファイザー社製または武田/モデルナ社製

■会場

個別接種7カ所(市内医療機関)
集団接種2カ所(遠野市総合福祉センター、みやもりホール)

■接種券

接種券は3回目の接種時期に応じて順次発送します。

日程追加

- 小児接種(5～11歳)
- 12歳以上の3回目接種

上記2種類の接種日程を追加しています。接種を希望する人は早めに予約サイトから予約してください。

